

受付番号 第 一 号  
令和 年 月 日

記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載すること。
- (2) 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入すること。
- (3) 当事者の氏名、住所等欄、土地の所在、地番、地目及び面積等欄で、この用紙に全部を記載できないときは継続用紙に記載すること。
- (4) 当事者の記載なき欄、物件の記載なき欄には、「以下余白」を記載すること。
- (5) 記載事項を訂正、改ざんしたものは受理できない。

高槻市農業委員会会長

訂正印での処理はできません

下記によって提出があった農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。(届出書が到達した日 令和 年 月 日)

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書 (正)

令和 年 月 日

高槻市農業委員会会長 殿

譲受人 氏名 田中株式会社  
(被設定人) 代表取締役 田中 剛史

ほか 1 名  
届出当事者全員の  
詳細は下記のとおり

譲渡人 氏名 高槻 太郎  
(設定人)

ほか 1 名  
届出当事者全員の  
詳細は下記のとおり

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項第7号の規定により届け出ます。

1. 届出当事者の氏名、住所及び職業

当事者の別	氏名	印	住所	職業	備考
譲受人 (被設定人)	田中株式会社 代表取締役 田中 剛史	印	桃園町30番40号	不動産業	
譲渡人 (設定人)	高槻 太郎	高槻	桃園町2番1号	兼業 農業	持分 2分の1
	高槻 花子	高槻	桃園町2番1号	専業主婦	持分 2分の1
以下余白					

認印

2名以上で所有している場合は、「持分」を記入

2. 土地の所在、地番、地目及び面積並びに土地所有者及び耕作者の氏名、住所

土地の所在	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	土地所有者		耕作者	
		登記	現況		氏名	住所	氏名	住所
桃園町	10番 11	田	田	1,300	高槻 太郎 高槻 花子	桃園町2番1号 "	高槻太郎	桃園町2番1号
桃園町	12番 13	畑	畑	700	高槻 太郎 高槻 花子	桃園町2番1号 "	高槻太郎	桃園町2番1号
以下余白								

日付が未定の場合、  
おおよその日付を記入

合計 2 筆 2,000 m<sup>2</sup> (田 1,300 m<sup>2</sup>、畑 700 m<sup>2</sup>、採草放牧地 m<sup>2</sup>)

3. 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定・移転	令和元年7月10日		
4 転用の目的	例) 専用住宅、共同住宅、 駐車場、資材置場など	転用の時期	工事着工時期 令和元年8月1日 工事完了時期 令和元年12月1日	開発許可を要しない転用行為にあっては都市計画法第29条の該当号	
転用の目的に係る事業又は施設の概要	例) 専用住宅 木造2階建 1棟 共同住宅 軽量鉄骨2階建 1棟8戸 駐車場 アスファルト舗装 8台 資材置場 砂利等を整地して使用する など				

5. 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

【被害のない場合】(記入例) 周囲に被害を及ぼさないよう十分に留意する。万が一被害が生じた場合は、当方が責任をもって対応する。

【防除施設を作る場合】<被害の防除施設の概要等を具体的に記入>

受理通知書は届出当事者全員の合意により(田中 剛史 TEL 072-□□□-□□□□)が受領します。

※受領者が届出者と異なる場合は、あわせて「委任状」の提出が必要です